

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年3月2日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月17日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成27年3月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 | 縦覧場所 |
|-------------|--------------------------------------|---------------|
| 三豊市財田町土地改良区 | 集落営農推進生産基盤整備事業 (パイプライン新設事業) 山田池地区 | 三豊市建設経済部土地改良課 |
| 〃 | 集落営農推進生産基盤整備事業 (パイプライン新設事業) 正宗地区 | 〃 |
| 〃 | 集落営農推進生産基盤整備事業 (パイプライン新設事業) 灰倉地区 | 〃 |